

きちんと守ろう!! ごみ出しマナー

最近、粗大ごみ集積所へのごみの出し方が守られていない地区が見受けられます。集積所は地区で管理し清掃していますので、ごみの出し方のルールとマナーを守り、きれいな集積所を保つよう心掛けましょう!

下の写真はマナーの悪い集積所の写真です。

①家電リサイクル品



家電リサイクル品は市で回収していません。販売店へ処理を依頼するか、リサイクル料金を支払い指定取引場所へ搬入してください。

②衣類



衣類は可燃ごみになります。可燃ごみ袋に入れて、可燃ごみ集積所へ出してください。

③紙類



紙類は資源ごみです。種類別に縛って紙類の回収日に出してください。

④スプリング入りマットレス



スプリング入りマットレスはこのままでは回収しません。布部分はずし、布は可燃ごみ、スプリングは粗大ごみとして出してください。

■問い合わせ先■ 環境課 環境推進グループ ☎52-1111 (内線123)

市知ってニュース

体育協会が法人化

12月23日、これまで任意団体として活動していた市体育協会が、一般財団法人となる設立総会が市役所で開催されました。

総会では、定款等が了承された後、評議員や理事が選出され、初代理事長には安野茂雄氏が就任しました。今後は、行政から独立した市のスポーツ振興の中核を担う組織として、より充実した活動を展開していきます。



4月から新たに市で行われる事業

市は、平成22年4月にまちづくり特例市(第2期)の指定を受け、平成22年度から平成23年度にかけて、市民や事業所の利便性の向上、事務処理の迅速化など、市民サービスの向上を推進するため、県で行っていた事務の一部を包括的に受け入れています。

平成23年4月から次の事務を新たに行います。

()は根拠法令

- ①家庭用品品質表示法に基づく立入検査等
(家庭用品品質表示法)
- ②消費生活用製品安全法に基づく立入検査等
(消費生活用製品安全法)
- ③認可外保育施設の事業開始の届出受理、事業停止また施設閉鎖の命令等
(児童福祉法)
- ④身体障害者交付手帳の交付事務等
(身体障害者福祉法)

なお、事務を担当するのは、①と②が商工観光課、③が福祉課子育て支援室そして④が福祉課となります。

■問い合わせ先■

企画課 行政改革推進室 行政改革推進グループ
☎52-1111 (内線323)